令和８年９月１４日

各正会員団体　御中

一般社団法人建設技能人材機構
専務理事　岡本　裕豪

建設分野における育成就労協議会に係る JAC 所属の証明手続き
に関するご協力のお願いについて

今般、令和９年４月予定の育成就労制度の施行に伴い育成就労制度と特定技能制度の一体的運用が進められることとなりました。

育成就労制度においては、育成就労実施者（受入企業）は分野所管行政機関の長が組織する分野別協議会への加入が義務付けられました。

合わせて、育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用を図る観点から、受入企業が既に JAC に所属（加入）している場合には、加えて育成就労協議会に加入する必要が無いものとされたところです。

そのため、JAC の各正会員団体に所属する受入企業が、育成就労実施者となる場合には、国土交通省より JAC において一元的に証明・管理する旨が要請（別添参照）されました。

JAC においては、国交省からの要請を受け、JAC 正会員団体傘下の受入企業について、簡易に証明・検索・管理できるシステムを新たに構築し、正会員団体向けの Web 説明会を開催し、システム概要・操作方法の説明及び会員名簿登録作業のお願いをさせていただきました。

つきましては、国土交通省からの要請の趣旨についてご理解を頂くとともに、貴正会員団体のご協力をお願い致します。

【別添】

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課から（一社）建設技能人材機構への要請文

一般社団法人 建設技能人材機構 御中　　（別添資料）

←　国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

○ 育成就労及び特定技能制度の円滑な運用を図る観点から、受入企業が JAC に所属していることの証明や所属する受入企業の情報等については、賛助会員以外の会員を含めて、JAC において一元的に証明・管理することとできないか、ご検討いただきたい。

理由①

○ 育成就労実施者は、育成就労外国人の受入れにあたり育成就労計画を作成して、育成就労機構の認定を受けなければならないこととされており、同計画の認定申請にあたり、自らが分野別協議会の構成員であることを証する書類の添付が求められる。

○ この点、JAC に所属している育成就労協議会の構成員について、何を添付書類とするかを検討する必要があるため（JAC に所属していない育成就労協議会の構成員は、育成就労協議会の事務局が作成・公表する構成員一覧表を添付書類とする運用を検討中）。

理由②

○ 建設分野の育成就労協議会においては、構成員に対し、育成就労外国人の受入れ状況等の定期報告を義務付けることを検討している。

○ この点、JAC に所属していない育成就労協議会の構成員は、協議会事務局が受入企業の情報を把握しているものの、JAC に所属している構成員は、協議会事務局が受入企業の情報を把握できる仕組みとはなっておらず、定期報告の履行状況の確認等が困難となるため。

理由③

○ 建設特定技能受入計画の認定申請者の JAC 正会員団体への加入状況は、各業界団体が発行する会員証の提出を受け、各地整等が、事前に業界団体から共有された会員証の写しと照合して確認しているところ。

○ この点、現在 50 超の正会員団体があり、団体によっては会員証のフォーマットが複数あるなど、各地整等にとって会員証の照合作業が大きな負担となっているほか、正規の会員証か疑義がある場合はその都度団体への照会を要し、受入計画の認定審査期間にも影響しているため。